

地域計画における農業を担う者への位置付けに かかる手続きについて

地域内の農地において10年後の農業を担う者への位置づけを希望する場合、地域計画における農業を担う者への位置付け申出書にてお申し出ください。

※国の補助や支援等を受ける場合に、地域計画に位置付けられた担い手であることが要件となる場合がありますのでご注意ください。

○地域計画における農業を担う者への位置付け申出期間

毎月10日（10日が休日の場合は翌開庁日）

○申出に必要なもの

1. 地域計画における農業を担う者への位置付け申出書